特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 による予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務				
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。				
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)				

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 番号法第9条第1項 別表14の項
法令上の根拠	【新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第9条第1項 別表126の項
	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 【新型インフルエンザ等対策特別措置法 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 【新型コロナウイルス感染症対策に係る (情報照会)	第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項 第2条の表25の項 法による予防接種の実施に関する事務】 第2条の表25の項153の項 第2条の表25の項153の項、154の項 5予防接種事務】 第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども・元気健康部 保健センター				
②所属長の役職名	保健センター所長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611				
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	こども・元気健康部 保健センター 〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号 049-264-8292				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
	いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年3月28日 時点			
3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記					
載されている。	心(成法)に りいては、てれいてれた	主 点 块口 叶仙	11音入は主視日計画者に030・C、ソヘノ対次の計画がで	ir	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転し	ない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提	供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	バー登録や副本登録の際 4情報又は住所を含む3情 ほか、下記の局面で特定値 必ず複数人での確認を行うれる。	には、本人からの 報による照会を 固人情報の取扱い うようにしており、 、番号及び本人情 ある申請書等(U)		

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いとま	きえられる対策	[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施する			
[<選択肢>						
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						

変更箇所

发 更固	ולז				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	取り扱つ事務	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し
平成31年2月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の16の2,17,18,19	事後	特定個人情報保護評価の冉 実施に伴い、評価書の見直し
平成31年2月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	健康医療部 保健センター	こども・元気健康部	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し
平成31年2月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	保健センター所長 大竹 寿枝	保健センター所長	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し
平成31年2月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止要求	総務部 契約·法務課	総務部 契約・法務課 〒356-8501 埼玉県ふしみ野市福岡一丁目1番1号 049-261-2611	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直し
平成31年2月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	健康医療部 保健センター	こども・元気健康部 保健センター 〒356- 0011 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号	事後	特定個人情報保護評価の再 実施に伴い、評価書の見直し
令和2年2月14日	表紙 公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	2018/12/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/12/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和2年2月14日	IV リスク対策 8. 監査	[]内部監査	[〇]内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和3年2月19日	表紙 評価書名	予防接種関係事務 基礎項目評価書	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	表紙	2020/2/14	7021/2/19 2021/2/19	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	公表日 1. 特定個人情報ファイルを	予防接種関係事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	取り扱う事務 1. 特定個人情報ファイルを	 予防接種法の規定に基づき、	別措置法による予防接種の実施等に関する事	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	取り扱う事務 3. 個人番号の利用	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 行政手続における特定の個人を識別するため	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 【予防接種法による予防接種の実施等に関す	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	4. 情報提供ネットワークシス		る事務】 【予防接種法による予防接種の実施等に関す	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	テムによる情報連携 II しきい値判断項目	番号法第19条7号、別表第二の16の2,17,18,19 1万人以上10万人未満	る事務】 10万人以上30万人未満	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	1. 対象人数 Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2020/2/14	2021/2/19	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	Ⅱ しきい値判断項目	2020/2/14	2021/2/19	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	2. 取扱者数 Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事前	法改正に基づく変更
令和3年2月19日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	法改正に基づく変更
令和4年1月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	予防接種法の規定に基づき、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定
令和4年1月14日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定
令和4年1月14日	2.個人乗りの利用	【予防接種法による予防接種の実施等に関す	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】	事後	特定個人情報保護評価に関
令和4年1月14日	4. 情報共有ネットワークシステムによる情報連携	る事務】 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】	事後	する規則第9条第2項の規定 特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和4年1月14日		2021/2/19	2022/1/14	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定
令和4年1月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/2/19	2022/1/14	事後	特定個人情報保護評価に関
令和4年6月10日	2. 収扱有数 I 関連情報 3. 個人番号の利用		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】	事後	する規則第9条第2項の規定 特定個人情報保護評価書の 目点した実施
令和4年6月10日	3. 個人番号の利用 I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	種事務】 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】	仕事務】 【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】	事後	見直しを実施 特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和4年12月27日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2022/5/20	2022/12/15	事後	特定個人情報保護評価書の
令和4年12月27日	I.対象人数 日刊 II しきい値判断項目 2.取扱者数_日付	2022/5/20	2022/12/15	事後	<u>見直しを実施</u> 特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和4年12月27日		2022/6/10	2023/2/10	事後	見直しを美施 特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和6年3月22日	表紙_公表日	2023/2/10	2024/3/22	事後	見直しを実施 特定個人情報保護評価書の 見直しを実施
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		番号法第9条第1項及び別表の126の項	事後	見直しを美施 データ標準レイアウト改版に 伴う申請をしたため
令和7年2月28日	4. 情報共有ネットワークシス テムによる情報連携		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) みが別まの196の項	事後	データ標準レイアウト改版に 伴う申請をしたため
令和7年2月28日	Ⅱしきい値判断項目	2024/3/22	制限)及び別表の126の項	事後	特定個人情報保護評価書の
令和7年2月28日	1.対象人数 日付 II しきい値判断項目	2024/3/22		事後	見直しを実施 特定個人情報保護評価書の 見度しを実施
令和7年2月28日	2.取扱者数 日付 IVリスク対策		十分である	事後	見直しを実施 様式改正のため
	8. 人手を介在させる作業	l			L